

入所(園)ができなかった 旨の証明書がほしいとき



R5年度

育児休業給付金の支給期間の延長手続きに必要な、「保育所において保育が行われない事実を証明する書類」を希望する場合、岐阜市では「**保育の実施について**」という名称の通知書を発送しております。

※施設利用の申込をしていない方につきましては入所(園)の可否が判断できないため、証明書は発行できませんのでご注意ください。

●申請方法について

① 期間

- ・入所(園)希望月の前月の申込期間中に、「教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(2・3号認定用)」及び「保育の実施状況証明申請書」を申請してください。
- ・令和6年4月入所(園)を希望される場合は、2次募集と同様の申請期間(令和6年1月10日(水)～令和6年3月8日(金))となります。

② 記載内容

- ・就労証明書については、「申請書兼申込書」の「3 保育の利用を必要とする事由について(父母)」の欄に父母それぞれの就労の状況を直接記入していただくことで、省略可能です。
- ・施設欄には、第1希望の施設名のみご記入ください。

③ 提出場所

- ・第1希望の保育施設または岐阜市役所子ども保育課で受付しています。
※第1希望の保育施設は、定員に空きがない場合に限りです。

★岐阜市のホームページ オンライン申請窓口サイト
LoGoフォームから申請できます。

『保育の実施状況証明書申請フォーム』

https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_168350



★左記のQRコードからの手順をもって、窓口による提出の代わりとすることができます。
ぜひ、ご利用ください。

※オンライン申請の場合、毎月15日が申込締切日となります。 その他書類の添付が必要になる方は、窓口のみの受付となります。



●発送について

- ・毎月25日頃に証明書を発行し、郵便で発送します。
- ・早めの受け取りを希望される場合は、子ども保育課窓口にて、受け取りが可能ですので、申請される際、窓口にて申し出てください。オンライン申請の場合は、申請フォームの備考欄にて、“早めの受け取り希望”“連絡先”を入力してください。
- ・申込書の写しが必要な場合は、申請の際、窓口にて申し出てください。オンライン申請の場合は、入力欄の“必要”にチェックを入れてください。証明書と合わせて発送いたします。